

●香川県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和4年9月16日

香川県知事 池田豊人

廃止年月日	名称	所在地
令和4年7月20日	医療法人社団 ありま内科消化器科クリニック	さぬき市志度1900番地7 牟礼ビル2階
令和4年8月31日	ごうだらいおん歯科	綾歌郡宇多津町浜二番丁16イオンタウン宇多津2階
令和4年8月31日	有限会社 正木薬局 かも店	坂出市加茂町578番地5